

保育所等に係る給食原材料費等支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 保育所等に係る給食原材料費等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(目的)

第2条 この補助金は、コロナ禍で原材料費の物価高騰の影響が進んでいる状況下でも、保育所等においてこれまでどおり給食等が提供できるよう、必要な経費の一部を支援することで、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的とする。

(補助事業及び補助事業者等)

第3条 この事業は、「保育所等に係る給食原材料費等支援事業実施要綱」により実施することとし、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助事業等に要する経費、補助基準額及び補助率は別表第1表、補助事業における対象とする施設等（以下「補助事業者」という。）は別表第2表のとおりとする。

(補助金交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は別表第1表の第2欄に定める補助事業等に要する経費から寄附金その他の収入を控除した額（以下「補助対象経費」という。）と同表第3欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（保福第1の2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- (3) 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- (4) 事業予算書（保福第1の20号様式）
- (5) 資金収支計画書（保福第1の32号様式）
- (6) その他別に指示する書類

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定をするときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 規則、本補助金交付要綱及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の 10 分の 1 を超えないとき。
- イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (11) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- (12) この補助金の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、別記第 1 号様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (13) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様

とする。

ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(14) (13)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(15) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(16) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(17) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（保福第1の25号様式）及び資金収支計画書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（保福第1の2号様式）

- (2) 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
- (3) 事業精算書（保福第1の31号様式）
- (4) その他別に指示する書類

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき既に交付決定された補助金については、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

第1表

1 補助対象事業	2 補助事業等に要する経費	3 補助基準額	4 補助率
保育所等に係る給食原材料費等支援事業	補助事業者における給食等に係る原材料費（※1）	補助事業者における1食当たりの給食費の額（※2）に年間給食提供数を乗じ、その額に物価上昇率を乗じた額（※3）	10/10 以内

※1 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に発生したものに限る。

※2 1食当たりの給食費の額は300円

※3 物価上昇率は4.6%

第2表

補助事業者	私立認可保育所、私立認定こども園（幼稚園型を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている私立の認可外保育施設で道が所管するもの
-------	---